## 午前10時58分再開

**〇議長(中島秀樹君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

1日の村上百合子議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。防災交通課長。

**〇防災交通課長(二宮正義君)** 3月1日の村上議員の一般質問の中で、高速甘木インターへの乗り合いバスの充実に対する考えについての質問に対します私の答弁内容に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

訂正箇所につきましては、高速甘木インターにはバスが乗り入れていないので、最寄りのイオン甘木店バス停を利用していただきたいとの答弁をいたしましたが、実際には、現在、甘木市街地循環線が高速甘木インターバス停まで乗り入れをしておりますので、訂正をお願いするものでございます。大変申しわけございませんでした。

**○議長(中島秀樹君)** ただいまの執行部からの発言のとおり訂正することについては、 議長において許可いたします。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案平成31年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質 疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成31年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成31年度簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑 はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成31年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成31年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といた します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成31年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成31年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。9番稲富一實議員。

- **○9番(稲富一實君)** 第16号議案、烏集院工業団地の未利用地売却に伴う収入及び一般会計への繰り出し補正でございますが、これは――済いません。失礼しました。
- 〇議長(中島秀樹君) 7号です。
- **〇9番(稲富一實君)** 済いません。
- ○議長(中島秀樹君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成31年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成31年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質 疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成31年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といた します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)に ついてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について を議題といたします。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議 題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。9番稲富一實議員。

- **〇9番(稲富一實君)** 先ほどは失礼いたしました。第16号議案、烏集院工業団地の未利 用地売却に伴うということですが、未利用地はどれくらいの面積で、どこら付近に未利用 地があるのかお尋ねいたします。
- 〇議長(中島秀樹君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(時津美穂君)** 烏集院工業団地内にございます株式会社比良松の南側を 1 部売却いたしました。面積としましては432.82平米でございます。以上でございます。
- ○議長(中島秀樹君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題 といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正する条例の制定 についてを議題といたします。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とい たします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と いたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市健康福祉館条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。10番浅尾静二議員。

- **〇10番(浅尾静二君)** 私の読み違い、勘違いかもしれませんけど、健康福祉館の管理運営を市または市長が指定する法人等のいずれも可能とするというふうに出てますけども、今まではどういう条例だったのかをちょっと確認したいと思って、ちょっと質疑をいたします。
- 〇議長(中島秀樹君) 介護サービス課長。
- **〇介護サービス課長(小川里美君)** 今までは指定管理者だけが管理運営ができるような条例となっておりました。
- O議長(中島秀樹君) 10番浅尾静二議員。
- **O10番(浅尾静二君)** 指定管理者が管理運営をするのは当たり前と思いますけども、あえてこの市または市長が指定する法人等のいずれも可能とするというのがあって、ここの文言が今までなかったということですか。指定管理者で、今までほかの団体見ますと、法人等は指定管理をしているというふうに私は思っていますけども、この条例は健康福祉館の中にはなかったということの理解でよろしいんでしょうか。
- **〇議長(中島秀樹君)** 介護サービス課長。
- **〇介護サービス課長(小川里美君)** そうです。朝倉市の公の施設は指定管理にして管理

運営をしている施設は14ございますけれども、ほとんどの施設の条例の整理の仕方として、 指定管理者制度による運営が可能というような規定となっております。健康福祉館につき ましては、指定管理者のみの運営というふうに条例がなっておりましたので、今回、市直 営と指定管理者のどちらも運営ができるように改正をしたい、改正をするものでございま す。

〇議長(中島秀樹君) 10番浅尾静二議員。

**○10番(浅尾静二君)** 非常に理解ができないんですけども、指定管理者が管理運営をしているのは当たり前です。法人、要は、今現在、私が問うてるのは、今現在、法人が指定管理をやっています、健康福祉館、法人がやっています。その法人が、今現在、指定管理で許可を受けて指定管理を法人が今やっているのを、今の現在のこの条例では、法人が今やっていますけども、その文言が欠けていたということの条例改正のほうに私は受けたんですけども、その条例が今まで欠けていたと、そういうことではないんですか。私は、この条例を見ると、そういうふうに受け、ほかの条例はどうなんですか。健康福祉館以外の指定管理の条例の中で、市または市長が指定する法人等のいずれも可能という文言は全部の指定管理の条例の中には、この条例は全部入っているということでしょうか。

- 〇議長(中島秀樹君) 保健福祉部長。
- **〇保健福祉部長(田中美由紀君)** 今までの健康福祉館の条例が、指定管理者で運営する ことしかできなかったので、市が直営で管理することもできるということに変更するもの でございます。
- ○議長(中島秀樹君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案第2次朝倉市総合計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市自殺対策計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案土地改良事業計画の概要について(奈良ヶ谷川流域地区)を議題とい

たします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案土地改良事業計画の概要について(妙見川上中流域地区)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案土地改良事業計画の概要について(疣目川流域地区)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案財産の処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及 び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありま せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第11号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(中島秀樹君)** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、20日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分散会